

**記者会見要旨**  
**(2026年4月2日)**

**I 最近の協会、業界の主な動向について**

1. 2026年2月18日に開催した前回の記者会見後の協会及び業界の主な動向について、<資料1>に沿ってお話しします。
2. まずは、会計教育に関する動向です。2月25日に、学習図書「まんがでよくわかるシリーズ仕事のひみつ編『公認会計士のひみつ』」を制作したことを公表しました。
3. 未来を担う子どもたちに、公認会計士という職業に興味を持ってもらうために、株式会社 Gakken と共同で制作し、全国の小学校、図書館など約 24,000 拠点に書籍を寄贈いたしました。まんがは電子版として Gakken ウェブサイトにてスマホやタブレットで気軽にお読みいただくことができますので、配付資料の QR コードからアクセスし、ぜひご覧いただければと思います。
4. 3月31日には、学校教育支援サイト「会計探究ラボ」を公開いたしました。当会は、若年層の会計教育を推進しており、本サイトは教員や学校教育に携わる方々に向けて、授業で会計を取り上げる際に役立つ情報やヒントをまとめてお届けしております。
5. 次に、有価証券報告書の株主総会前開示に関する動向について、ご説明いたします。
6. 2月20日には、金融庁から「総会前開示に関する有価証券報告書レビューにおける調査結果」が公表されました。調査結果では、2026年3月期有報を総会前に開示する上場企業は2025年3月末決算企業の83%となることが見込まれ、東証プライム上場企業は90%が開示予定であることが明らかになりました。
7. 2月25日及び3月18日には、法務省の法制審議会会社法制（株式・株主総会等関係）部会第11回及び第12回会議が開催されました。
8. 有報の総会前開示の進展を踏まえた規律の見直しに関して、金融商品取引法・会社法の開示書類の一本化、監査の一元化等に向けた議論が進められております。
9. 協会としては、株主総会の後ろ倒しも実現することで、財務諸表作成者、利用者、監査人の三方良しになると考えているため、総会後ろ倒しの機運が高まることを期待しております。
10. 当会は、こうした動向を踏まえ、会員の意見を的確に把握し、職業専門家団体としてあるべき提言・意見発信を行うため、監査及び開示に関連する業務に従事する公認会計士を対象にアンケート調査を実施したので、後ほど説明いたします。アンケート調査については、4月15日に開催予定の法務省の法制審議会会社法制

(株式・株主総会等関係) 部会第 13 回においても説明を予定しております。

11. 2月26日には、コーポレートガバナンス・コードの改訂に関する有識者会議（令和7年度第2回）が開催されました。明日4月3日に第3回が開催される予定でございます。
12. コーポレートガバナンス・コード改訂に関して、当会としては、取締役会の実効性の向上や、サステナビリティを含む非財務情報の開示の充実など、企業の透明性や説明責任を高めるものとなることを期待しております。
13. 有識者会議には、当会もオブザーバーとして参画しており、第2回会議では、株主総会の開催時期の後倒しにより、株主との対話が充実するとともに、会社法と金商法の開示の一本化が可能となることで、企業開示の効率化が達成できることなどを発言いたしました。
14. 3月6日には、当会主催のインタビュー企画「株式会社ソラコム社における有価証券報告書の定時株主総会前開示に向けた取組みと今後の展望」を当会のウェブサイト公表いたしました。
15. ソラコム社は、総会後ろ倒しを可能にする議決権基準日の定款変更を行った先駆的企業で、当該企画は、企業の取組と今後の展望についてインタビューを行ったものとなります。
16. 決算日後3か月で株主総会まで行うスケジュールのまま有報の3週間前開示のみを進めることは、財務諸表作成者の負担が大きく、また、監査品質への影響も懸念されております。ぜひご一読頂き、有報の3週間前開示をどのように進めるのがよいかの検討に役立てていただければと思います。
17. 次に、サステナビリティ情報の開示に関する動向について、ご説明いたします。
18. 3月23日には、公認会計士がサステナビリティ情報を保証するための実務指針の確定版となる、サステナビリティ保証業務実務指針5000「サステナビリティ情報の保証業務に関する実務指針」を公表いたしました。
19. また、サステナビリティに関する公認会計士の能力開発の一環として、本年4月1日より、「JICPA サステナビリティ専門プログラム」の運用を開始しました。お手元の<資料2>をご覧ください。
20. JICPA サステナビリティ専門プログラムは、公認会計士がサステナビリティ情報開示・保証に関する専門性を得るための一連の研修を体系的に提供するものです。
21. 本専門プログラムはベーシックコース、コアコース、アドバンスコースの3段階のコース設計となっています。
22. ベーシックコースはサステナビリティ開示・保証に関する基礎的な研修を取り扱うコースであり、全ての公認会計士の受講を推奨しています。
23. コアコースは、より実務的な内容を取り扱うコースです。主にサステナビリティ

保証業務に従事する公認会計士の受講を想定しています。

24. 最後に、アドバンスコースは、より発展的な内容の研修を取り扱うコースであり、主にサステナビリティ保証業務の中核人材として従事する公認会計士の受講を想定しています。
25. なお、想定受講者はあくまでも例示であり、例えば、社外役員、組織内会計士の会員の受講も想定しています。
26. 各コースを修了した者には、デジタルバッジの形で修了証を発行します。協会では、業界全体としてサステナビリティの能力開発を進めています。
27. 続いて、最近の会計不正事例への対応に関する動向について、ご説明いたします。
28. 3月18日には、日本証券業協会から新規上場時の会計不正事例を踏まえた引受審査に関するガイドラインが公表されました。
29. このガイドラインは、新規上場時の会計不正事例への再発防止に向けて、主幹事証券会社が引受審査に当たって留意すべき事項がまとめられております。
30. 監査人の交代の事実を知った際に、主幹事会社が発行者に対して交代の理由の確認、確認の内容の合理性を十分に検討することとされました。
31. 監査業界としても、この動きに協力するために、3月23日には、当会から「新規上場時における取引所等からのヒアリングに係る秘密保持義務の取扱いについて」を公表いたしました。IPO前の監査人交代の経緯確認を取引所等がヒアリングする場合の監査契約書ひな型の周知であり、IPO連携会議を踏まえた周知対応となります。
32. また、同日に、東京証券取引所・日本取引所自主規制法人のIPO連携会議第6回が開催されました。新規上場時の会計不正事例を踏まえた取引所の対応が議論されており、協会もステークホルダーのひとつとして参画しております。
33. 3月27日には、当会からプレスリリース「新規上場時の会計不正事例を踏まえたIPO関係者の対応について」を公表いたしました。
34. 昨年12月以降、日本取引所グループ、日本証券業協会及び当会から公表された、新規上場時の会計不正事例を踏まえた対応策を取りまとめた資料を公表したものととなります。
35. 不正の手口は複雑化・巧妙化しており、各ゲートキーパーが不正リスクに対応した審査・監査の能力向上に努め、不正の発生を未然に防止するため、上場準備会社に対する情報発信や啓発活動を推進していく必要があります。
36. 協会としては、資本市場をめぐるステークホルダー全体で会計不正事例を防止する必要があると考えております。

## II プレスリリース「最近の複数の上場会社の会計不祥事について」

37. 本日 4 月 2 日付けで、プレスリリース「最近の複数の上場会社の会計不祥事について」を公表いたしました。お手元の〈資料 3〉をご覧ください。
38. 最近報道されている、複数の上場会社の会計不祥事については、資本市場の信頼性の観点から誠に遺憾な事態であります。
39. 今般の会計不祥事に関し、自主規制団体である日本公認会計士協会は、事態の把握に努めており、進行年度の財務諸表に係る監査において、会員が責務を果たすよう、対応状況を注視しています。
40. 当協会は、今後も自主規制団体として、会則及び規則に則り、適切に対応してまいります。

### Ⅲ 有価証券報告書の定時株主総会前開示・監査一本化に関する会員向けアンケート調査結果について

41. 〈資料 4〉のスライドに沿って、会員向けに実施した開示・監査一本化に関するアンケート調査結果の概要をご説明いたします。
42. まず 6 ページに記載の通り、本調査は上場会社を担当する監査チーム、社外役員、組織内会計士を対象としており、特に監査チームからは約 7 割という高い回答率を得ております。
43. 監査法人向け調査の結果について、16 ページをご覧ください。こちらは決算日から会社法の監査報告書までの期間と、そこから金商法の監査報告書までの期間をまとめたものになります。会社法の監査報告書日までの期間の中央値は 49 日、そこから金商法の監査報告書日までの期間の中央値は 36 日となっています。
44. 17 ページをご覧ください。現状の会社法監査日程においては、約 8 割の監査チームが監査時間確保の観点から実務に「負担を感じる」と回答しています。
45. 続いて 19 ページ、監査品質への懸念についても、約 7 割の監査チームが「懸念がある」としています。
46. 20 ページで具体的な懸念領域を見ますと、「監査調書のレビュー」や「監査調書の作成」に関する実務負荷が最も多く挙げられました。
47. 続いて、21 ページをご覧ください。現在、法制審議会で審議されている開示制度の見直しについてのアンケート結果になります。
48. 今後の開示制度の見直しの方向性についての質問では、全体の約 7 割が、会社法改正による「開示書類の一本化」を支持しているという結果となりました。その内訳を見ると、比較可能性を確保する観点から、「強制適用」または「段階的な強制適用」を求める意見が多数を占めております。主な意見については 22 ページから 23 ページに掲載しております。
49. 25 ページは、有価証券報告書の株主総会前開示の実施時期に関する質問です。将来的な実施を「検討している」と回答した企業は約半数に上るものの、当年度に

実施予定とした企業は約3%にとどまっており、足元では慎重な姿勢が強いことがうかがえます。

50. 26 ページをご覧ください。総会の3週間前開示を行うと回答した企業の約8割が、「有価証券報告書の作成時期を前倒しすることで対応する」としており、「株主総会の議決権基準日を見直して総会自体を後ろ倒しする」との回答は1割弱にとどまりました。これは、本来想定されている十分な監査期間を確保するという前提とは異なる方向に実務対応が進む可能性を示しており、憂慮をしております。
51. 27 ページには、監査チーム単位から当協会に寄せられた要望を掲載しております。
52. 29 ページ以降は、社外役員および組織内会計士を対象としたアンケート調査結果です。
53. 38 ページをご覧ください。企業側の視点を持つ会員においても、約7割が開示書類の一本化を支持しています。
54. 39 ページから40 ページにかけて、自由記述で寄せられた意見をまとめております。ここでは、「開示書類の一本化を推進してほしい」という声に加え、十分な監査時間を確保する観点から、「株主総会の後ろ倒しと、開示書類の一本化をセットで検討すべき」との意見が多く寄せられております。また、企業規模や実務負荷に配慮した現実的な移行措置の必要性、ならびに十分な準備期間の確保を求める声も強く挙がっております。
55. 最後に、45 ページから46 ページには、社外役員および組織内会計士から、当協会に対する要望を掲載しております。
56. 当協会といたしましても、これらの現場の声を踏まえ、法改正要望書の取りまとめに向け、引き続き検討を進めてまいります。なお、アンケート結果の全体版につきましては、本日、JICPA のウェブサイトに掲載予定でございますので、ぜひご参照ください。

以 上